

## 文部科学省への報告について

- 1 訪問先 文部科学省高等教育局国立大学法人支援課  
2 日 時 令和2年8月17日（月）午前10時30分～午前11時15分  
3 概要

### （1）第3回協議会の概要報告（小長谷から説明）

#### 【委員から出された意見】

- 協議会は「ゼロベースで議論する」とされているので、言葉の定義のとおり決定事項なしで、ゼロの状態からやり直す、白紙から議論すべき。
- 医学部を含めた7学部の総合大学となった上で他大学と伍していくべき。
- 静岡・浜松で分断するのではなく連携を深めていくべき。
- 静岡県全体の一体性を考えるべき。
- 法人統合自体に対する異論はない。法人統合で経営力を強化していくべき。
- 各案について、例えば10年後の状況を具体的な数字で、定量的にシミュレーションすることが必要。
- 理工系・土木系や、AIと農学との組み合わせなどといった、新たな学部の設置が考えられないか。
- 委員の大半はB案に否定的であり、「当局案を理解した」とは言い難い状況。

#### 【委員意見に対する丹沢委員の見解】

- ゼロベースとは、特定の案に縛らずに、委員の皆さんから自由に意見を聞くという意味。大学当局としては、B案の撤回は考えていない。協議会での議論を受けて、直ちに「撤回します」というわけにはいかない。

- C案はありえない、文科省の改革方針に反する案であるからである。
- これからの大学運営は、経営と教学の分離が必要。 C案だと、経営と教学とが一体となってしまい、分離ができなくなる。
- 既存の大学を残したままの 1 法人 2 大学である A案だと、2 大学で喧嘩状態になってしまい、やはり改革が進まない。

#### (2) 報告に対する文部科学省の反応（国立大学法人支援課からの発言）

- 文部科学省としては、一般論として、C案もあり得ると考えている。  
一方で、様々な課題により大学統合を伴う法人統合が難しい場合も当然に想定される。そうした中で、地域の実情や大学の状況等を踏まえ、多様な経営形態を採用することが可能となるよう法改正を行い、一法人複数大学という新たな選択肢を提供している。  
なお、一法人一大学でも、法律上は経営と教学の分離は可能だが、実例はまだない。
- また、A案もあり得ると考えているが、当事者である静岡大学・浜松医科大学の考えは、文部科学省としては尊重する考え方。
- 文部科学省としては、法人統合に当たっては、令和元年7月の通知に記載のとおり、地元自治体等の関係者の理解を得て進めることが必要であると考えている。
- 協議会を通じて、大学と地元とが話し合うことが大切である。今ある案を前提とせずに、幅広く御議論いただき、全てのステークホルダーに納得していただけるようにお願いしたい。